



(参考仮訳)

プレスリリース No. 10/321  
即時解禁  
2010年8月30日

国際通貨基金 (IMF)  
米国・ワシントン DC

### IMF、危機防止制度を強化

国際通貨基金 (IMF) は本日、金融危機の発生を抑止すべく、融資制度の拡充及び強化を行った。IMF 理事会は、IMF の危機防止制度を強化する取り組みの一環として、既存のフレキシブル・クレジットライン (FCL) の利用期間及び与信の額を拡大するとともに、政策は健全だが FCL の厳格な適格国基準に満たない可能性がある加盟国を対象とした、予防的信用枠 (PCL) を新たに導入することを決定した。

ドミニク・ストロスカーン IMF 専務理事は「この度の決定により、IMF の危機防止制度は拡大・強化され、我々が加盟国と共に進めている、国際金融セーフティネットの強化における重要な一歩となった。FCL の強化及び PCL の新たな導入により、IMF は、金融市場の過度の変動への対策を図る加盟国の取り組みを支えることが可能となる」と述べた。

この度の IMF の保険的機能を担う制度の強化は、危機の防止に向けこれまで以上に時宜に即した形での加盟国による IMF へのアプローチの促進、並びにシステムの危機の際の加盟国の保護を目的として行なわれた。ストロスカーン氏は「この度改革が行なわれた融資制度は、強固な政策を実施する国々の努力に報いるものであり、より多くの国々によるこれらの信用枠の利用が可能となったことから、国際通貨制度の一層の安定化に資するものと期待する」と述べた。

この度の改革は、G20 が 2010 年 11 月の韓国・ソウルでの次回会合の協議事項として、国際金融セーフティネットの強化を掲げている中実施された。この課題の推進にあたっては、韓国政府がリーダーシップをとっている。

FCLは 2009 年 3 月、IMFの融資制度の枠組みの抜本的な見直しの一環として導入された。これは、極めて強固なファンダメンタルズ及び政策、並びに政策の実施の実績をもつ加盟国を対象とした制度で、これらの国々は、承認を受けた時点で信用枠を利用する、或いは予防的な手段として活用することを柔軟に決めることができ、いずれの場合も現在の政策条件は付随しない ([Press Release No. 09/85](#)参照)。本日、IMF理事会が承認した強化策の要点は以下のとおりである。

- 信用枠の利用期間を従来の 2 倍に拡大する。(これまで FCL の利用期間は、6 カ月または 6 カ月後の適格性中間審査を経た場合は 1 年間となっていたが、1 年間または 1 年後の中間審査を経た場合は 2 年間の利用期間が認められることになった)。
- アクセスの上限は暗黙上、加盟国の IMF クォータ(出資割当額)の 1,000% となっていたが、これを撤廃し今後のアクセスは各国の資金調達ニーズに基づき決定される。
- 想定されるアクセス・レベル、及びその IMF の流動性ポジションへの影響の評価において、早期の段階で IMF 理事会の関与を求めることで手続きを強化する。

一方、新たに導入される PCL は、FCL と比較し、より多くの加盟国が活用することができる。適格性審査の評価は (i) 対外ポジションおよび市場アクセス、(ii) 財政政策、(iii) 金融政策、(iv) 金融部門の健全性および監督、(v) データの妥当性、など、大きく 5 つの分野について行なわれる。申請国はこれらの分野の大半での良好なパフォーマンスが求められるが、1 つ若しくは 2 つの分野においてやや脆弱な点が残っている場合でも、予防的資金へのアクセスが可能となる。PCL の特徴としては以下の点が挙げられる。

- 適格性審査の過程で認められたあらゆる経済の脆弱性を低減するための事後的条件を合理化し、半年毎のプログラム審査を通し進捗状況を監視する。
- 取極承認の時点ではクォータの最大 500% までの迅速なアクセスが、さらに 12 カ月後には合計でクォータの最大 1,000% までのアクセスが可能となっている。

以上に加え IMF では最近、低所得国向けの融資制度の 2009 年 7 月の改革など、融資制度の他の分野でも改革を行なった ([Press Release No. 09/268](#)参照)。

システミックなショックが発生すると、その連鎖反応および波及効果が世界経済の安定性に重大な脅威を引き起こす可能性がある。IMF は、このようなショックが発生した場合、迅速かつ効果的な対応を確実に行うための取り組みを継続して行っている。こうした状況のなか、IMF 理事会は、国際安定化メカニズム（Global Stabilization Mechanism）の下、複数の選択肢について予備的協議を行った。同メカニズムは、システミックな事象のマイナスの影響を受ける可能性のある加盟国に対し、二国間或いは地域レベルでの流動性支援取極と併せ、効果的に流動性を供給する IMF の能力を高めるための枠組みである。これら選択肢についての議論は今後も継続される見通しとなっている。